

おがわ男女共同参画推進プラン（第3次）（案）

パブリックコメント手続き結果について

1. 実施日 平成29年1月30日から平成29年2月28日まで
2. 提出者 3名（町内に住所を有する者）
3. 意見の数 4件
4. 意見と意見に対する回答は、下記のとおりです。

記

【意見1】

（第2章）11ページの男女共同参画社会の定義として、「男女共同参画基本法」制定文の課題の部分を引用されていますが、国・県と連携して計画を推進するため、内閣府男女共同参画局のホームページの「男女共同参画社会とは」にあるとおり、法第2条を引用し、共通の目標に向けて取組を進めるべきと考えますので、検討をお願いします。

【回答】

いただいたご意見を計画に反映します。

変更前

男女共同参画社会とは、「女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる」社会であると、基本法では定義づけられています。

変更後

男女共同参画社会とは、「**男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会**」であると、基本法では**定義**しています。

【意見2】

小川町の現状を表す人口・世帯数・結婚・出産等のデータや、住民意識調査の結果（から見た現況）をプランの中に入れてほしい。

【回答】

いただいたご意見を計画に反映します。第1章「計画策定にあたって」の構成を以下のとおり変更します。

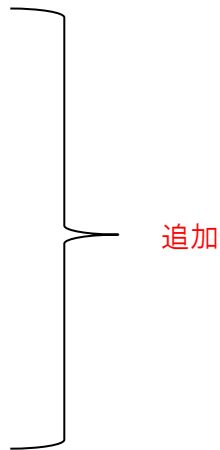
変更前

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の背景
 - (1) 国の取組
 - (2) 埼玉県取組
 - (3) 小川町取組
- 3 計画の性格と位置づけ
- 4 計画の期間

変更後

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の背景
 - (1) 国の取組
 - (2) 埼玉県取組
 - (3) 小川町取組
 - 3 **データからみる小川町**
 - (1) **小川町の現状**
 - ① **人口・世帯**
 - ② **結婚・出産等**
 - ③ **就業状況**
 - (2) **アンケート調査結果からみた現況**
 - ① **調査概要**
 - ② **属性**
 - ③ **プラン策定に向けたアンケート調査概要**
 - 4 計画の性格と位置づけ
 - 5 計画の期間
- 

【意見3】

あらゆる暴力の根絶に関する数値目標として、夫や妻、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から5年以内に暴力を受けたことがあると答える人の割合を「0%」と掲げていますが、あまりにも理想を追いすぎていて、計画全体の実効性にも疑問が出てしまうのではと感じます。数値目標を「1%以下」と変更した方が、より現実的な目標値となると思います。

【回答】

いただいたご意見を計画に反映します。

なお、本計画（案）では、現行のおがわ男女共同参画推進プラン（第2次）に引き続き、基本目標として「あらゆる暴力の根絶」を掲げております。暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるDV（ドメスティック・バイオレンス）を絶対に許さないとする本町の考えに基づくものです。計画全体の実効性を確保する観点から、数値目標を、「1%以下」に変更しますが、引き続き、本町におけるDVの根絶に向けた取組を進めてまいります。

変更前

目標値 0%

変更後

目標値 1%以下

【意見4】

計画の推進体制について

- ・左側の国・県との要望・連携は、矢印を「⇔」としたほうが、連携が分かり易いと思います。
- ・《町民》の枠内にある「事業所」、「町民」、「関係団体」は、それぞれ枠で囲まれていますが、限定された町民が参加しているイメージになると思います。アンケート等を枠で囲むほうが良いと思います。
- ・《町役場》は、《町長》又は《町》になるのかと思います。

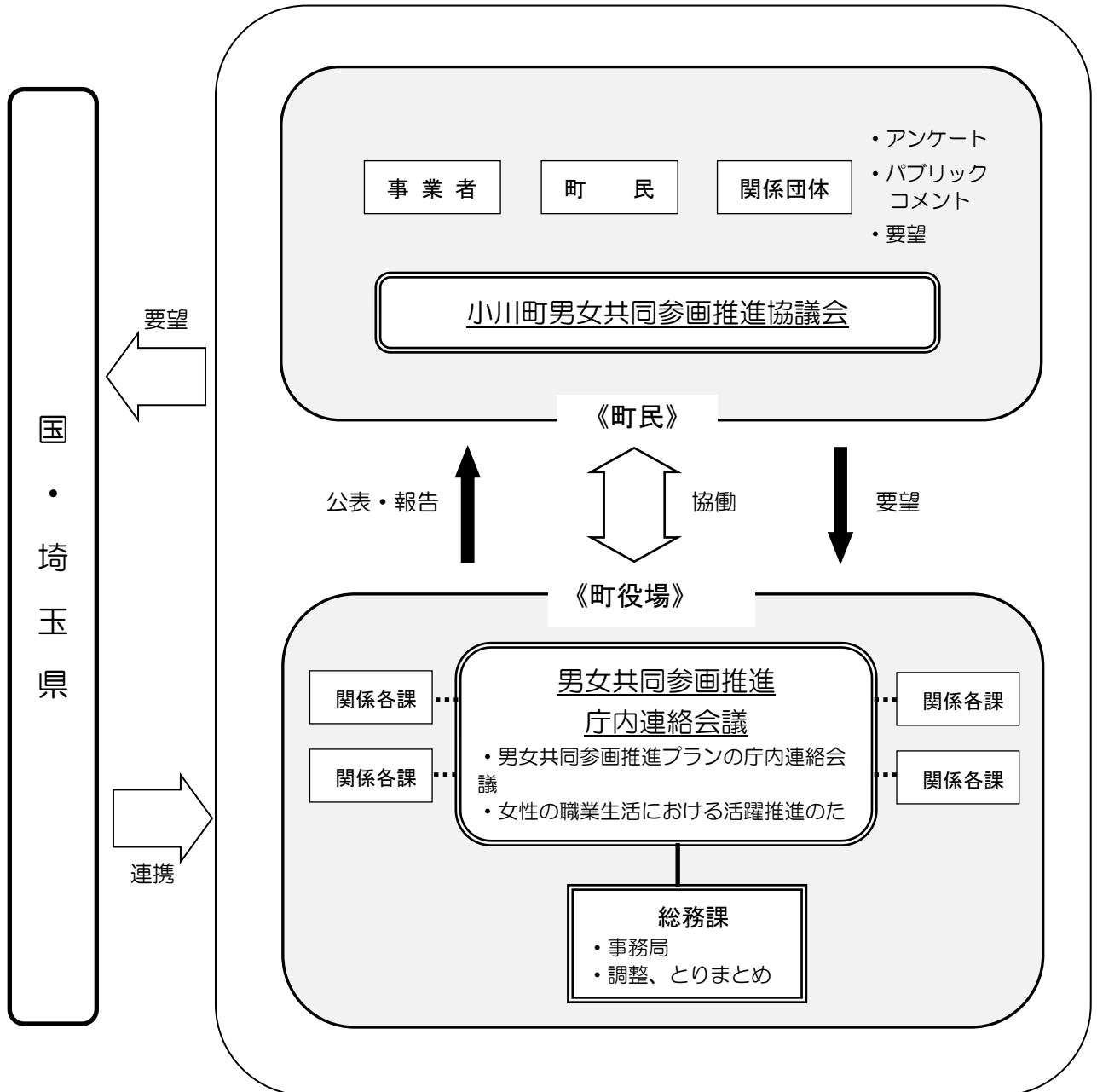
上記のとおり変更することで、町民参加による推進体制がよりイメージし易くなると思いますので、検討をお願いします。

【回答】

いただいたご意見を計画に反映します。次ページ図（変更前・変更後）をご参照ください。

変更前

計画の推進体制



変更後

計画の推進体制

